

日本労働年鑑 第54集 1984年版
The Labour Year Book of Japan 1984

第二部 労働運動

IV 賃金闘争

2 八三年春季闘争

5 全民労協の賃金闘争方針

八二年一二月一四日、全日本民間労働組合協議会(全民労協)が、四一単産、約四二五万人を結集して発足するとともに、八三年一月一七日、第一回幹事会・代表者会議をひらき、「八三年賃金闘争の推進について」を決定した。その内容は、(1)七%賃上げの実現、(2)実質賃金、可処分所得の維持・改善、(3)内需拡大による景気回復と雇用安定、(4)税制改革を中心とする政策・制度課題の改善、(5)中小零細企業労働者の賃金改善と格差圧縮、を柱としたものである。

以下、「八三年賃金闘争の推進について」を掲げておく。

【全民労協・八三年賃金闘争の推進について】

1 八三賃金闘争の基本的考え方

(1)民間労働者の総結集で七%賃上げの実現

われわれ民間労働者四二五万人は、昨年(五七年)一二月一四日に全民労協を結成し、活動方針として(1)政策・制度課題の改善(2)労働条件の維持・向上(3)組織の強化・拡大と未組織労働者の組織化の三項目を決定し運動を開始した。

八三賃金闘争については、労働者の生活を確保し向上させるために実質賃金の維持・向上をはかり、併せて拡大傾向にある格差を圧縮するとの考え方に立って、賃金引き上げ要求を七%基準とすることを決定した。

八三賃金闘争は労働四団体をはじめ、全国の組織労働者が力を結集して取り組んでおり、全民労協はこれら各団体の闘いが一層強化発展することを念願しつつ、自らも民間労働者の総結集をもとに要求の実現をはかっていく。

このため、全民労協に加盟するすべての産別組織は、ここに結集した意義を確認しつつ、自らの産別組織の力量を高め、自主性を発揮し自己責任を貫徹する必要がある。

また、大産別組織共闘の役割は大きく、各産別組織はその強化に努めるとともに、八三賃金闘争の推進に参加するものとする。

(2)実質賃金、可処分所得の維持・改善

八〇年、八一年と二年続いた実質可処分所得のマイナスは、八二年にようやくプラスに転じた。しかし、これは共働きによる収入の増加と物価の安定によるもので、世帯主収入は依然として伸び悩みの状態にある。

国民生活の安定・向上をはかるには、実質可処分所得の維持・向上が必要である。

従って、われわれは今賃金闘争を通じて安定的な経済成長につながる賃金の引き

上げをはかるとともに、物価の安定、非消費支出（社会保険料と税金の負担）の適正化などの政策・制度課題の改善にも積極的に取り組んでいく。

(3) 内需の拡大による景気の回復と雇用の安定

わが国の経済は世界同時不況のもとで、長期にわたって景気の停滞が続いており、労働者の生活基盤である雇用不安は益々深刻化している。とりわけ、基礎素材産業と中小企業の疲弊は著しく、その対策は緊急かつ最重点の課題である。

一方、財界が主張している賃上げ抑制や生産性基準原理は、わが国経済を縮小均衡の悪循環に追い込むものである。われわれはこのような財界の賃上げ抑制論を打破し、景気の早期回復と適正な経済成長を実現しなければならない。

このため、われわれは今賃上げ要求を実現し、消費の伸長を中心とした内需拡大を通じて景気の回復をはかり、雇用の安定を確保していく。

(4) 税制改革を中心とした政策・制度課題の改善

政府の「増税なき財政再建」の公約にもかかわらず、所得税、住民税の課税最低限の長期据え置きにより実質的には大幅増税が進み、勤労者の負担増、不公平感は限度に達している。

しかるに、政府は昭和五八年度についても税制改革（減税）を見送ろうとしており、われわれは断じてこれを許すことはできない。

われわれは、今賃金闘争を展開する中で、行政の効率化、ムダな支出の削減、不公平税制の是正、税の捕捉率の改善などの改革をはかり、所得税住民税の課税最低限の引き上げを含む大幅な減税を要求し、野党と協力して大衆運動を強力に展開し、その実現をはかっていく。

今賃金闘争と併せて取り組む政策・制度の課題は、税制改革（減税）、五八年度予算編成に関わる諸要求をはじめ物価安定策の推進、産業安定と不況対策の推進、新経済五ヵ年計画の明示、雇用対策の推進、高齢化社会に対応する医療および年金制度の改革、土地政策の抜本的対策などでありその改善活動を強力に推進する。

(5) 中小零細企業労働者の賃金改善と格差圧縮

不況が長期化する中で、中小零細企業労働者の賃金収入は伸び悩み、格差の拡大が指摘されている。

われわれは、こうした課題に対処するため、政府に対し総合的な中小企業政策の確立を求めていく。

併せて、産別組織が自ら組織する中小労組に対し、また大企業労組は系列関係にある労組に対し、平均賃上げ、産別最低賃金、年齢別最低賃金、標準労働者賃金その他の労働諸条件および経営対策などについてきめ細かな支援、協力を行う必要がある。

また、われわれが展開する賃金闘争の情報を正しく伝える中から、われわれの闘争を地域・業種の未組織労働者の賃金に波及させ、あわせて地域・産別の最低賃金の引き上げをはかり、それらの成果を組織化に連動させる運動を進めていく。

2 八三賃金闘争体制の確立（略）

3 情報体制の確立と推進（略）

日本労働年鑑 第54集 1984年版

発行 1983年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 ●

2001年8月28日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1984年版(第54集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
